

永平寺町幼児園・幼稚園施設再編検討委員会 会議録（第5回）

日時	平成31年2月26日（火） 19:00～
場所	永平寺町役場 大会議室
参加者	委員：22名 オブザーバー：園長
協議事項	施設再編について（答申）の素案について

委員長：

補足ということではありませんが、認定子ども園の制度については、なかなか理解が難しいかもしれないと思いながら今日の資料を読ませていただきましたが、簡単にいえば幼稚園は学校ということ。幼児教育を行う3歳以上の学校が幼稚園です。保育所は児童福祉施設ですので乳幼児の保育を行う施設であるということです。そしてこの資料の中では、幼保連携型認定子ども園については2つの認可保育所と認可幼稚園が合わさったものと表現されていますが、現在、幼保連携型認定子ども園は、1つの施設になっております。学校であり児童福祉施設である1つの施設ですので、たとえば松岡幼稚園や吉野幼稚園が永平寺地区にあります。もし統廃合とういことで幼稚園がなくなった場合でも、認定子ども園というかたちをとることで幼児期の学校としての施設は残るという方向性もあるということ、前回お話をさせていただきました。吉野幼稚園や松岡幼稚園が小規模化している状況のなかで、幼児教育を行う学校を残していく方法として認定子ども園をご提案させていただきました。同じような考え方で、認定子ども園化したところとしては池田町のなかよし子ども園で、福井県で最初の認定子ども園でして当時は幼保連携型でそれぞれ幼稚園保育所と分かれていましたが、幼稚園を残したいという強い思いのもとで認定子ども園化したという状況です。福井県にもありますし、秋田県も日本でいちばん早く認定子ども園が普及していた地域になります。やはり地域の少子化で幼稚園保育園が両方存続することが難しいなかで認定子ども園という方向性をとった地域です。そしてそれと同じような歩みを永平寺町も幼児園というかたちでされていたと、私の研究で明確になっておりますので、この流れの認定子ども園という方向性があるのではないかと、前回最後に申し上げさせていただきました。以上です。なにか補足についてご質問はありますか。

A委員：

永平寺町は当初から幼児園という形で、今の認定子ども園と同じことを前からやっておりました。だから今認定子ども園をする必要はないと思います。そのまま幼児園にしておけばいいのではないのでしょうか。

委員長：

幼児園というのは幼稚園ではありませんので、幼児園という名前の保育所です。

A委員：

文科省と厚労省が合併したものではないですか。

委員長：

幼稚園という名前の施設は保育所です。

A委員：

保育所だが現実的には幼稚園と同じことをしています。

委員長：

同じような幼児期の教育を行っておりますが学校ではありません。中身は同じですが制度上の幼児教育を行う学校という位置づけではないということです。

A委員：

行政から見た関係であり、一般の方から見れば関係ありません。

委員長：

内容的には変わらないと思います。それは後ほど答申のところでお話を伺いたいと思います。補足についてのご質問はよろしいでしょうか。では素案について審議をお願いします。たくさん項目がございますので、1から順番にご意見ご質問を伺いたいと思います。1ページ目(1)幼稚園幼稚園における就学前幼児教育保育のあり方につきまして、3項目あげられておりますが、ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

(意見なし)

こちらについては、このまま答申としてもよろしいですか。

私が1点感じましたのは、(1)幼稚園幼稚園における就学前幼児教育保育のあり方ですが、幼児教育を乳幼児教育としてはどうかと思いましたがいかがでしょうか。

事務局：

実際は0歳児を受け入れていますし、0歳1歳は乳児保育といえますので、年齢的には分かりやすくなると思います。みなさんどうでしょうか。

B委員：

私はこのままでいいと思います。0歳児1歳児は幼児教育というよりも、主に保育という事になると思いますので、このまま「幼児教育と保育のあり方」ということで、両方をカバーできると思います。

委員長：

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の中で、0歳児からの教育ということが現在言われて

おります。3歳児以上の幼児教育と0歳からの保育の捉え方ということで、0歳からの乳幼児教育としてはどうかと思いましたが、特にこだわりませんのでこのままでよろしければ結構ですのでまた検討いただきたいと思います。

C委員：

③の説明もありましたが、1行目の「保育者と園児、保護者が十分にコミュニケーションを図りともに成長できる環境」この「ともに」というのは保育者であり園児という説明がありましたが、それでよろしいですか。「ともに」というのは保育者がスキルアップできるというお話でしたが、園児同士が「ともに」という解釈ではないですか。②は園児がスムーズに移行できる環境、①は園児の精神が育つ環境ということで位置づけられています。③については保育者のスキルアップもあるという意味で「ともに」という説明がされていますが、そういう理解でよろしいですか。

委員長：

「ともに」がどこにかかっているかということです。

事務局：

表面的には「園児」「保育者」「保護者」の3者が「ともに」という意味で捉えていただきたいと思います。

委員長：

今のご質問に対しては子ども同士だけでなく「保育者」「園児」「保護者」の3者が「ともに」ということで解釈をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。(1)について他にご意見がなければ次に移らせていただきます。

D委員：

先程の就学前乳幼児教育保育のあり方に関して、3番にも「保護者」とあげていますように教育というのは親に対しての教育ですので、教育という言葉にかかる対象として乳幼児教育のほうが適切だと私は思います。

委員長：

いろいろなご意見がありますが、乳幼児とすることによって保護者も乳幼児教育に含まれるというご意見です。ここでどちらかに決めたほうがよろしいですか。保護者も含むということがニュアンスとして強く感じられるというご意見です。保護者の皆さんはどうですか。

E委員：

園の先生のご意見はいかがですか。

園長：

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の中に0歳児からの教育も入っていますので、乳幼児教育と示したほうが良いと思います。

E委員：

保育を専門とする方のご意見を尊重していただきたいと思います。

委員長：

先ほど委員の方々から乳幼児教育でいいのではないかという声がありましたので、ここでは乳幼児教育とさせていただくということによろしいですか。では乳幼児教育に修正をお願いします。では(2)幼稚園・幼稚園の適正規模について具体的な数字も出ておりますが、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。前回のグループ討議そしてアンケート結果を反映させた数字になっていると思います。

A委員：

1番は1クラス20人となっておりますが、たとえばクラスが複数に分かれれば、全体は60人でもよい、という考えですか。あまりにも多くなりすぎると、1クラス20人のクラスが3クラスも4クラスもある大きな園ができあがってしまいます。この文章の中では、どこを規定しているのか、1クラス20人程度が適正であるというのはよしとしても、それが3クラス4クラスもある大きな園で教育・保育が行われてしまうと、いろいろ課題がありますので、1クラスの話と、園全体の規模の話と、2つに分けるべきではないかと考えられます。その辺りはこの文章から読み取れません。

事務局：

あくまでも3歳以上の同年齢の1クラスというのは、年齢ごとに3、4、5合わせて20人ではなく、3歳児4歳児5歳児それぞれの年齢で20名程度が望ましいという表現です。たとえば、5歳児(年長)が60人いれば3クラスになります、40人なら2クラスになりますという形です。

たとえば保育士の配置基準は、国の基準でいきますと30人に1人までは可となっております。しかし永平寺町の幼児教育・保育のあり方としては、20人程度が理想と答申が出た場合は、永平寺町としては、同年齢の園児が30人いたとしても、答申を踏まえ、20人になるように配置を検討する、と理解していただきたいと思います。

A委員：

それなら分かりますし、同じ意見です。ただ、1つの園の中に3歳児が2クラス、3クラスあってもいいのかということです。

事務局：

それについては(3)の適正配置の中で、どういうふうに園を配置していくかという考え方をまとめていく必要があるかと思います。答申を受けて、町では、実際適正配置をどうしていくか、園の全体的規模等の議論の中でこの検討委員会でこうしたご意見があった、ということも反映しながら考えていく話になると思います。

A委員：

私が言っているのは適正配置というのはある程度地域の形状や、そういう関係もあって適性配置も出てくるわけです。たとえば人口が多いところは、そこを2つに割るということも考えられます。(2)では適正規模と言っていますので、園1つの大きさの適正規模があるのではないのでしょうか。そこが謳われていないと思います。

委員長：

(2)はクラス人数の適正規模が出ていますが、園全体の定員としての適正規模も入れたほうがいいというご意見です。

A委員：

幼児園幼稚園の適正規模がありますので、それがこの中で謳われてないと思います。配置はあくまでも地域性や学区制もありますが、これから通うところに、たとえば松岡で園が小さくなりここでみることができないため遠くの園へ行く状況にあるわけです。適正配置もありますが、園自体がマンモス化してもいいのでしょうか、そこはどこで謳っていますか。

事務局：

今回の答申は前回の会議の意見からあげてきているもので、前回の会議の意見を振り返るために資料2をご覧ください。前回のグループワークでは3名程、園全体の規模についてもご意見をいただいております。今回の答申では2～3名の意見をいきなり反映していくことは難しいと判断し、取り上げておりませんが、資料の3ページ目、「2. 幼児園幼稚園適正規模」のところで言いますと、10番の「3歳は1クラス20人程度、4、5歳児は1クラス30人まで、1園あたり100人から200人あったほうがいいのか」というご意見や、15番の「定員としては50人から100人くらいが適正ではないか」という点については、園全体の規模としてご意見があがっておりました。

委員長：

アンケートの中にもそういう言葉はありますか。

A委員：

ここでアンケートの中で多いと不安を感じる人数は、60人以上となっていますが、この60人というのは園の規模を言って回答しているのではないかと推測します。多いと不安を感じる人数

は60人以上になると54.9%、55%の方が60人を超えると不安に感じると言っています。

委員長：

この部分は同年齢の園児数が、60人以上であれば不安になるという解釈だと思います。

事務局：

アンケートの設問としては「同年齢の園児数が多いと感じるのは何人くらいですか」とお聞きしています。全体の定員についてもみなさんのご意見があれば答申にも反映していけると思っておりますがいかがですか。

委員長：

この場で園の規模として定員を入れたほうがいいのか、それとも配置によって状況に応じた規模を考えたほうがいいのかではないか、という事務局側のご意見がありましたが、他の委員の皆さまはどのようなご意見をお持ちでしょうか。

F委員：

いろいろな地域もあり決めてしまうと難しくなると思いますので、事務局の考える方向でいいと思います。

委員長：

地域ごとに定員があると思いますので、事務局のお話のとおり、それぞれの適正配置の中で考えていくほうがいいのかというご意見でした。それでは(2)では園の規模につきましては触れないということによろしいですか。

(意見なし)

では(3)に移りたいと思います。答申案の2ページ目(3)幼児園・幼稚園の適正配置につきまして①子ども達の安全を第一に、のびのびと活動できる環境づくり、②通園に関する配慮、③まちづくりの視点に立った適正配置の検討の3項目が記載されておりますが、これにつきましてご意見いかがでしょうか。

委員長：

では細かい文言について1点、3ページ目の③町づくりの視点にたった適正配置の検討のところでは非常に新しいといえますか、この会議の中で出てきましたご意見を反映されている視点だと思います。下から2行目の1文ですが「子育て世代に選ばれるための質の高い幼児教育保育の提供など人口減少に歯止めをかけるための積極的な取り組みについても必要であると考えます」ということですが、この文章を読んでいたときに「について」はいらぬのではないのでしょうか。「取り組みも必要であると考えます」をお願いいたします。

F委員：

こども乳幼児としたほうがいいのではないのでしょうか。

委員長：

先ほど乳幼児としましたので統一したほうがいいです。他に気づかないところや飛ばしているところもあると思いますが、幼児教育という言葉はすべて乳幼児教育に修正していただきますようお願いします。

G委員：

0歳からみんな保育園へ預けられるイメージにならないのでしょうか。

委員長：

0～3歳は保育を必要とする乳幼児となっておりますので、必要がないのに預けるということは制度上できません。気軽に預けてしまうという風潮をあおるようなことにはならないようにということです。そういう視点もどこかに入れていただけるとありがたいというご意見です。

(3) 幼児園・幼稚園の適正配置については以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長：

(4) 幼児園・幼稚園の運営のあり方ということで3項目に分かれまして、幼児園・幼稚園の保育士、教諭等の働き方という視点、公立民間としての運営についてという視点、そして地域の子育て支援の拠点としての運営について、この3つの視点でまとめられておりますがこの内容についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

H委員：

③に子どもの健やかな成長とありますが、特別な支援が必要なお子さん、気がかりなお子さんの支援について今後も継続して行っていただきたいと思いますので、この文言をどこかに入れていただきたいと思います。

委員長：

気がかりなお子さんは保育の現場の中で多くなっています。そのようなお子さんの支援や健やかな成長についてもどこかで触れていただきたいということです。

事務局：

配慮の必要なお子さんに関する内容については、(1)の中で障がい児保育など、気がかりな子ども等の保育を入れるべきか、(4)に入れるべきかというところだと思います。どちらにしても今のお話を聞きますと言葉を入れるというよりも、1つの項目としてあげたほうが永平寺町の取り組みとして重要かと思います。

I 委員：

気がかりで特別な支援が必要な子どもをあえて文面に入れなければ支援ができないわけでもなければ、支援を怠ることは絶対できないと思っていますので、文面を入れないですべての子どもを同じように健やかで豊かな子どもに育てていくということがとても大事な視点ですし、永平寺町はそのことについてきちっと目をかけなければ保育ができない支援ができないということではありませんので、あえて入れていく必要はないかと思います。

委員長：

あえて入れずに、子どもすべての健やかな成長というニュアンスになるような文章にするというのではないかというご意見です。

J 委員：

必要なのは、すべてのお子さんに対しての配慮ということで、私は気がかりなお子さんについて特化して入れることの方が気になります。すべてのお子さんの一人ひとりの成長ということであまりまく文言をまとめていただいたほうがいいと思います。

委員長：

特別な項目を設けなくてもいいというご意見が続いています。

事務局：

現在も障がい児保育などに非常にご協力いただいていますので、言葉的に表現を分かりやすくしてほしいということもあったと思います。そういうご意見を伺いましてすべてのという表現にさせていただいて網羅することが委員の総意であればそれでいいと思います。

委員長：

議論の中で障がいを持つお子さんについての視点がこれまで全く出てきませんでしたので、言葉として表現することはなくなったとしても、そういった子ども達を含めてすべての子ども達ということを経験できたありがたいご意見だと思います。子どもの健やかな成長のところに「すべての子どもの」というニュアンスを盛り込んでいくということによろしいでしょうか。

C 委員：

③地域の子育て支援の拠点としての運営の中で「地域における子育て支援を行う機能を備えた認定こども園という選択肢も含めて検討することが必要だと考えます。」とあります。先ほどは認定こども園という比較表のなかでご説明をいただきましたが、その説明では、「地域における子育て支援を行う機能」というのはなかったように思いますが、ご説明はいただけますか。

委員長：

先ほど私の説明の中で落ちていた部分です。幼稚園と保育園が一緒になった施設ということで先

ほどご説明させていただきましたが、もう1つ重要なことがございます。認定こども園の目的の中にありますが、「小学校就学前の子どもに対する教育及び保育ならびに」の後ですが「保護者に対する子育て支援を行う施設」ということで、教育保育だけではなく保護者支援子育て支援が機能として備わっていなければいけないというふうに法律に定められております。幼稚園・保育園の場合は、子育て支援は努力義務ということでしたほうが良いというような意味合いで、子育て支援が義務付けられていますが、認定こども園はしなければいけないというふうに定義されております。認定こども園の目的は、就学前の子どもの教育、そして保育を必要とする子どもの保育、それと合わせて地域の子育て支援が目的の中に含まれていますので、子育て支援が義務化されている施設という意味でこのように表現されていると思います。

C委員：

理解を深めたいと思うのですが、地域の拠点ですか。

委員長：

園児だけでなく地域の子育て支援の拠点です。幼稚園・保育園は保護者への支援が中心ですが、認定こども園の保護者は当然ですが、地域の子育ての拠点として、その園に通っていない未就園のお子さんとそのご家庭の子育て支援をする機能が重要だと法律で定められています。

E委員：

地域における子育て支援の内容は具体的にどのようなものですか。

委員長：

認定こども園という制度ができたころ、子育てに悩み、苦しんでいる家庭への支援が問題視されていきました。保育園は保育を必要としなければ通えませんし、幼稚園は3歳にならないと通えません。0歳から3歳までのお子さんを家庭で育てている親御さんは、子育てに悩み、誰にも相談できないという状況に陥りやすくなっていました。3世代同居であれば、おじいちゃんおばあちゃんにいろいろな相談ができたり、少しみてもらったり、ということができていましたが、核家族化が進むなかで、こうした子育て家庭の孤立の問題が出てきました。

こうしたご家庭も支援していくために、認定こども園が地域の子育て支援を行っている施設だという目印となれば、相談にいたり、ときどき預けて気分転換にリフレッシュしたりということが出来ます。認定こども園はそういう機能も備えなければならぬとされています。親子連れが集まる子育て支援センターや子育て広場もこうした支援のひとつです。

A委員：

永平寺町内にも子育て支援センターもありますし、子育て広場等もあります。新しくつくことで、そちらの活動がおろそかにはならないのでしょうか。認定こども園にしかない機能もあるかもしれませんが、今現在ある機能を充実していくことも大事だと思います。

委員長：

そういう方向もあると思います。認定こども園になることで、それを1つのところに集約し認定こども園に行けば保育を必要とする子どもも保育してもらえ、幼児教育も行ってもらえ、そして子育ての相談にも乗ってもらえる場所、そういうセンター的な意味を持ち、そこに行けばすべて解決するような機能を持っている、ということで国が推進している制度になっております。もちろん、政府が推進するからいいもの、ということではありませんが。

A委員：

人口密集地帯であればそういうことも可能かもしれませんが、永平寺町のようなところであればそういう制度が必要かどうか考え方だと思います。

事務局：

今話に出ましたが、ご紹介までに、坂井市では認定こども園化にあたり、こども園と子育て支援センターを併設しています。2年前にできた南条こども園も認定こども園化して子育て支援センターを併設しています。玄関は別で、建物は1つ、両方の機能をもっているところもあります。福井市のように大きなところは、しっかりとそれぞれに拠点を設けてしているところもあります。そういうところを参考にしながら永平寺町としてのあるべき姿を求めていくという意味で答申の内容を理解していただけたらありがたいです。

委員長：

あくまでもそういう選択肢もあるということを考えて、検討してくださいという答申ですので、そうしなくてはいけないということを示しているわけではないと思います。他にご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

委員長：

では(5)にいきます。3ページの下ですが地域における幼児園・幼稚園のあり方についてというところで何かご意見ございませんでしょうか。永平寺町の子どもを大事にするという姿勢がよく表現されていると思います。この機会を逃しますと次は答申のでき上がったものをお示しすることになり、後は微調整になると思います。全体を通して言い忘れたことやこんなことも入れてほしいというようなことがありましたらご意見いただきたいと思います。

(意見なし)

委員長：

それでは、答申の素案につきましての審議はここで終了とさせていただきます。